

士別市 新たなチャレンジ応援金

士別市では、コロナ禍においてこれまでとは違う新分野の展開や、業態転換等に取り組む事業者に新たなチャレンジを支援するための応援金の申請受付を開始します。

申請方法

申請期間：令和4年12月28日まで

予算額：13,900千円 ※予算がなくなり次第受付終了となります。

該当期間：交付決定後から令和5年2月28日までの期間において事業を完了するもの

申請方法：所定の申請用紙や添付書類を準備の上、市経済部商工労働観光課に提出。

申請用紙等については、市HPよりダウンロードの上利用ください。

※申請に基づき審査を行い、該当となった場合に応援金が支給されます。

申請回数：同一の応援金について、重複して申請することは出来ません（1事業者1申請）。

その他：3年以内の事業休止や週24時間の営業が出来ない場合等は返還を求める場合がございます。

令和5年2月28日までに事業完了出来ない場合は事業の延長は認められません。

問合せ先：士別市経済部商工労働観光課（〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地 市役所第2庁舎）

TEL：0165-26-7137 FAX：0165-22-2478

新規開業や大きな事業転換をする場合

①新規開業チャレンジ応援金

市内で新規開業を行った場合や既に行っている事業分野と異なる事業分野を行う場合に、

最大200万円の応援金を支給。

※既に事業を行っている場合、新たに行う事業分野は日本標準産業分類における大分類が異なる業種であること。

例)

新たに製造業を開始



飲食業→小売業へ業種転換



対象者：創業者及び中小企業者

応援金額：上限 200万円（対象経費の50/100）

対象経費：事業計画費（賃貸料、広告宣伝料、通信運搬費、人材養成費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、手数料）、取得費（事務所、店舗、備品、設備）、改修費

その他：・店舗を構え、週24時間以上の営業を行うこと。

・事業計画において、事業開始後5年間の平均売上が年間250万円以上となること。

②店舗改修チャレンジ応援金

業種・業態転換等又は新たな事業の開始に伴い、100万円以上の店舗の改修を行う場合に、**最大100万円**の応援金を支給。

※工事については、市内事業者が行うものに限り。また、工事の対象物件については、主に事業を実施する場所を対象とし、事務所や製造場所等も助成対象です。

※既に土別市中小企業振興条例に基づく店舗改修に対する助成を受けている場合も、業種・業態転換等に伴う改修を行う場合は申請可能です。

対象者：創業者及び中小企業者
応援金額：上限100万円（対象経費の50/100）
対象経費：改修に要した費用（改修費、設備費、備品費）
その他：

- 週24時間以上の営業を行うこと。



- 既に事業を行っている事業者が、新たな事業の開始にあたり既存店舗の改修を行う場合には、新たな事業にかかる改修金額の割合が大きい場合のみ対象。
- 事業計画において、事業開始後5年間の平均売上が年間250万円以上となること。

～新規創業者応援枠～

①、②の制度を活用し、新規で創業する場合には、**30万円**を加算して支給。

※①、②を併用する場合には、どちらか1つへの加算となります。

※応援金で支給される金額を除き、30万円以上の経費がかかっている場合のみ加算の対象となります。

既存事業の拡大など新たなサービスを開始する場合

③新サービスチャレンジ応援金

既に事業を行っている事業者が、コロナ禍において新たなサービスの提供を実施する場合に、**最大20万円**の応援金を支給。

例)

飲食店

テイクアウトの開始に伴い、包装資材を購入



小売店

通常の店頭販売に加え、ネット販売のためのHPを整備



学習塾

教室での授業以外に、オンライン配信で授業を実施するための設備を整備



対象者：中小企業者

応援金額：上限20万円（対象経費の70/100）

対象経費：事業計画費（賃貸料、広告宣伝料、通信運搬費、人材養成費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、手数料）、取得費（事務所、店舗、備品、設備）、改修費

《地域経済循環 特別加算》

対象経費にかかる全てのものを、市内で調達した場合に最大5万円を加算。

※応援金で支給される金額を除き、5万円以上の経費がかかる場合が対象。

※応援金と併せて20万円が上限となります。（例：応援金16万円＋加算5万円＝上限20万円）

その他

- 物品等の購入については、原則市内購入のものが対象となります。市内購入ができないものについては、市外購入も対象となります。
- PC、タブレット等の備品購入については、従業員あたり各1台が上限となります。
- 車両等は、使用用途等に基づき対象となるかの判断が行われます。また該当となる場合についても従業員数を超える取得はできません。